

報 道 資 料

令和5年9月21日（木）

【本件問い合わせ先】

香芝市役所総務部財務局

納税促進課

担当 高岡（たかおか）

電話 0745-44-3310

香芝市議会決算特別委員会において決算不認定の理由となった
不納欠損処理事務の遅延及び地方税法第15条の7第2項に基づく執行停止の通知について

不納欠損処理事務の遅延

1 概要

令和4年度の固定資産税延滞金のうち、1件730,620円について、時効到来に伴う不納欠損処理ができていないことが判明しました。

2 判明経過

8月29日（火）、市議会議員より資料請求があり、判明しました。

3 原因

不納欠損処理対象者のデータ抽出時におけるシステム操作誤り

4 対応

当該不納欠損につきましては、速やかに処理を終える予定です。

今後は、データ抽出時の体制見直しやチェック体制強化等により再発防止に努め、市民の皆さまの信頼回復に努めます。

地方税法第15条の7第2項に基づく執行停止の通知

1 概要

これまでの間、滞納処分の執行を停止（以下「執行停止」という。）した際に、滞納者に対して地方税法第15条の7第2項に基づく執行停止の通知（以下「通知」という。）ができていませんでした。

2 判明経過

9月19日（火）、香芝市議会決算特別委員会の場において、委員から質問を受け判明しました。

3 原因

執行停止の事務が大量かつ一定の時期に集中して行われることから、通知を省略していました。なお、通知を省略することにより、執行停止の効果が喪失することはありません。

4 対応

今後、執行停止をした際には、対象者にその旨通知します。

また、職員の法令順守意識を高めるとともに、事務処理手順の明確化等の対策を進め、市民の皆さまの信頼回復に努めます。